

茨城農業の将来ビジョンの実現に向けた 加工・業務用野菜の生産振興方針

令和5年11月2日 策定
茨城県農林水産部産地振興課

1 はじめに

社会構造・消費構造の変化に伴う食の外部化を背景に、野菜需要は家計消費から加工・業務用にシフトし、近年では加工・業務用が全体の過半を占める。

このような中、本年5月に策定した「茨城農業の将来ビジョン（以下「ビジョン」という。）」において、かんしょやはくさい等の露地園芸品目について、多様な販路に対応できる生産体制を構築し、価格転嫁が可能な「選ばれる産地」となるため、輸出や加工業務用産地の育成及び付加価値の高い差別化商品へのシフトを推進することとしている。

今後は、ビジョンの実現に向け、本方針に基づき加工・業務用野菜の生産振興を図るものとする。

2 対象とする品目

根菜類：かんしょ、ばれいしょ、にんじん 等

葉菜類：はくさい、キャベツ、レタス、こまつな、ほうれんそう 等

果菜類：トマト、ピーマン、きゅうり、なす、かぼちゃ 等

※ その他、市場や実需者等からの提案に基づき、要望品目の生産振興を図るものとする。

3 施策の方向性

実需者からの要望である「大ロットで定時・定量・定価格の供給」に対応できる産地を育成するため、補助事業を活用して以下の取組を支援するものとする。

- ・労働力確保などによる規模拡大
- ・機械化一貫体系などの省力・低コスト技術の導入
- ・加工適性の高い品種の導入
- ・有機栽培、特別栽培、GAP等による付加価値の高い商品づくり
- ・産地間連携による周年出荷体制の構築
- ・契約取引の拡大とそれに合ったサプライチェーンの構築 など

4 活用可能な主な補助事業

県事業

- ・儲かる産地支援事業
- ・露地野菜産地イノベーション推進事業
- ・いばらきの産地パワーアップ支援事業
- ・農産園芸共同利用施設整備事業

附則

この方針は、令和5年11月2日から施行する。